

乙第3号証

○号室

退室立会時については室内全体に結露がみられ、湿気に満ち、特に玄関周辺の状態については酷い状態でした。鉄製玄関扉及び扉枠については、結露がおびただしく水滴が滴り落ちて一部水溜まりが出来ている様な状態でした。原告によるとシューズボックス内に収納してあった靴が数足カビだらけで履ける様な状態ではない為、廃棄したそうです。(この時点でこれだけ結露するのは躯体が原因でないかと原告に問われ、調査・点検を試みるかと答えたのと同時に部屋の換気については結露の原因となるのでこまめにするように契約時に何度も説明をした筈で、何故換気をしなかったのか尋ね、もし、結露が躯体を原因としたものでなかった場合はクロスの張り替えを含めた補修費用を全額支払うように話した所、原告は、はっきりとした否定の意思表示はせず無言に近い様子でしたが、うなずき肯定的な態度を取っていました。)

【原告注：写真29枚貼付のうえ、簡単な説明があるが、省略】

◎基本的に大きく目立つ箇所のみ撮影してありますが他にも多数、クリーニングで落ちないクロスの汚れやカビ、剥離等がありました。